

人事考課調整委員会設置要綱

平成28年3月25日制定

(目的及び設置)

第1条 本市職員の人事考課に関する調整を行なうため、人事考課調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第2条 委員会の委員は、市長部局、教育委員会及び市議会事務局の部長相当職にある者並びに総務部次長、人事課長、上下水道局次長及び上下水道局総務課長とする。

2 委員長は総務部長とし、副委員長は教育部長とする。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長に事故があった時はその職務を代理する。

4 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。

5 委員会は、議決することが必要な場合においては、出席委員の過半数の賛同をもって議決することができる。

(調整項目)

第3条 調整者は、所管する人事考課における目標設定及び考課の結果について委員会による調整が必要と認めるときは、委員会に調整を申し出ることができる。

2 申出は、事務局に文書で提出するものとする。

(委員会の招集)

第4条 委員長は、前条の申出があった時は速やかに委員会を招集するものとする。

(調整方法)

第5条 委員会は、人事考課票・個人目標管理シート及び行動記録票をもとに調整するものとする。この場合において、必要と認めるときは、考課者から聴取り等を行い調整することができる。

(調整結果)

第6条 委員会は、調整を終了したときは、当該申出をした調整者に対し、結果を通知し、助言、指導、指示等を行うものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を総務部人事課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。